

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 5 年 2 月 16 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
北海道新幹線建設局長 竹 津 英 二

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和 5 年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

1 当該招請の主旨

本業務は、業務上必要な場合、電話等による配車により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局職員の指示する目的地まで安全に運送する業務又はタクシーが利用できることを目的としたタクシーチケットの供給業務を行うものである。

本業務の実施に当たっては、当機構北海道新幹線建設局におけるタクシーの利用状況等を踏まえ、利便性及び使用実績の有する特定の者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の者以外の者で 4 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者及び当該応募者との契約手続に移行する。

2 業務概要

- (1) 業務名 借上乗用自動車（タクシー）の供給業務
- (2) 業務内容 電話等による配車及びタクシーチケットの供給業務
- (3) 履行期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約日 契約締結日は令和 5 年 4 月 3 日とする。ただし、4 月 3 日において予算の執行が可能でなかった場合は、4 月 4 日以降に予算の執行が可能となった日とする。

3 業務目的

本業務は、当機構北海道新幹線建設局の職員が業務上必要な場合にタクシーを電話等に

より配車し、当機構北海道新幹線建設局の職員が指示する目的地まで安全に運送すること及びタクシー利用に際し現金に代えて乗車が可能となるタクシーチケットの供給業務を行うことを目的とする。

4 応募要件

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条又は第 5 条に該当しない者であること。
- (2) 過去 1 年間に於いて、国土交通省北海道運輸局（以下「北海道運輸局」という。）及び国土交通省東北運輸局（以下「東北運輸局」という。）より、業務の停止以上の行政処分を受けていない者であること。
- (3) 本件に関する次の参加条件をすべて満たしている者であること。ただし、詳細は別途交付する説明書によるものとする。
 - ① 事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受け、かつ、営業区域として北海道運輸局札幌運輸支局、同函館運輸支局、同室蘭運輸支局又は東北運輸局青森運輸支局のいずれかの許可を受けているタクシー事業者を対象としたタクシーチケットを供給できること。
 - ② 供給するタクシーチケットで配車可能なタクシー車両台数が、北海道運輸局札幌運輸支局、同函館運輸支局、同室蘭運輸支局及び東北運輸局青森運輸支局の各営業区域の合計で 100 台以上であること。
 - ③ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 4（2022）年 2 月）」における「22－8 旅客輸送（自動車）の【判断の基準】」を満たしていること。
 - ④ 有効に使用できるタクシーチケットを無償で当機構北海道新幹線建設局に提供できること。
 - ⑤ タクシー利用料金を除く事務取扱手数料等の料金が当機構北海道新幹線建設局に対して発生しないこと。
 - ⑥ タクシー利用料金の支払は、1 か月毎の精算払いとすること。
 - ⑦ タクシー料金請求書は毎月末日締めで、翌月 15 日までに提出が可能であること。
なお、請求書には内訳明細書及び使用済タクシーチケットの写しを添付すること。
 - ⑧ 接客態度、運転技術に優れ、安全かつ的確に目的地まで運行できること。
 - ⑨ 上記①から③までについては、これらの事実を証明又は確認することができる書面の写しを参加意思確認書の提出期限までに提出すること。
- (4) 応募者がタクシーチケット会社である場合にあっては、発券するチケットにより利用が可能なタクシー事業者少なくとも 1 者が前号及び前々号の要件を満たしていること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 手続等

(1) 担当支社等

〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1丁目1番地（マルイト札幌ビル6階）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
北海道新幹線建設局 総務部契約課
電話 011-231-3489 F A X 011-251-6841
電子メールアドレス keiyaku.spp@jr-tt.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付場所

① 交付期間

令和5年2月16日（木）から令和5年3月16日（木）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、10時から16時まで。（12時から13時の間は除く。）

② 交付場所

5(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

令和5年3月17日（金）16時まで

② 提出場所

5(1)に同じ。

③ 提出方法

提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

(3) 資格審査にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(4) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- (5) 詳細は「借上乗用自動車（タクシー）の供給業務」説明書による。